

太良町衛生害虫駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に対し危害を及ぼすおそれがある衛生害虫（スズメバチ等）の巣を駆除した者に対し、駆除費用の一部を補助することにより、町民生活の安全を守り、より良い環境づくりに寄与することを目的とし、補助金の交付に当たっては、太良町補助金等交付規則（平成8年太良町規則第9号。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ等」とは、スズメバチ、その他町長が人命に対する危険性を考慮し駆除することが必要と認めるハチをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 町内においてスズメバチ等が営巣している土地若しくは建物を所有、管理又は賃借する個人であること。

(2) 自ら駆除する者若しくは駆除業者（ハチの駆除を業とする業者をいう。）にスズメバチ等の駆除を依頼する者であること。

(3) 町税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、地区が管理する土地及び建物において、駆除業者によりスズメバチ等の巣を駆除した場合は区長を補助対象者とする。

3 補助金の対象となる費用は、次の各号に定めるものとする。

(1) 自ら駆除する場合にあつては、駆除剤の購入費用

(2) 駆除業者等に依頼する場合にあつては、その駆除費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除費用の2分の1以内（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、補助限度額は、1件（同一敷地内に巣が2個以上あっても1件とする。）につき10,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に、衛生害虫駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書
- (2) 駆除前と駆除後の状況写真
- (3) 住民税等の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容について審査し、補助の可否を決定し、衛生害虫駆除費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに衛生害虫駆除費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

太良町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

衛生害虫駆除費補助金交付申請書

太良町衛生害虫駆除費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 営巣場所 太良町大字

【添付書類】

- (1) 駆除に要した費用の領収書
- (2) 駆除前と駆除後の状況写真
- (3) 住民税等の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

○ 町内居住者の方で、下記の事項に同意する場合は、「(3) 住民税等の滞納がない
ことを証明する書類」は不要です。

私は、衛生害虫駆除費補助金交付申請に関し、住民税等の納付状況について調査され
ることに同意します。

申請者氏名

印

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

太良町長

⑩

衛生害虫駆除費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった衛生害虫駆除費補助金については、太良町衛生害虫駆除費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金額

円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

太良町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

衛生害虫駆除費補助金交付請求書

年 月 日付け太環第 号で交付決定のあった衛生害虫駆除費補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先金融機関及び口座

フリガナ	
口座名義	
振込先金融機関	本店・支店 支所 出張所
預貯金種別	普通 ・ 当座
口座番号	